

横浜町特定環境保全公共下水道事業再評価等審議委員会設置要綱

平成22年9月21日

改正 平成27年10月1日

(設置)

第1 横浜町特定環境保全公共下水道事業再評価実施要綱(平成22年9月22日制定。以下「再評価要綱」という。)に基づく横浜町特定環境保全公共下水道事業(以下「下水道事業」という。)の再評価に関する審議を行わせるため、横浜町特定環境保全公共下水道事業再評価等審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、再評価要綱第4の規定のに基づき、町の作成した対応方針について審議を行い、審議結果に基づき、町長に対し意見を述べること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、町長は、特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4 委員会の委員は次の各号に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 横浜町議会副議長
 - (2) 横浜町議会産業民生常任委員長
 - (3) 横浜町保健衛生協力員協議会の代表
 - (4) 横浜町本町地区町内会の代表
 - (5) その他、下水道事業の再評価に関して、地域の実情を理解し、公平な立場にある有識者
- 2 委員の任期は、町長に対し意見を述べるまでとする。

(報酬)

第5 委員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 下水道事業の再評価に関して、地域の実情を理解し、公平な立場にある有識者
会議1回につき 36,500円
- (2) (1)以外の委員
会議1回につき 5,000円

(費用弁償)

第6 費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用(以下「旅費」という。)とし、その種類は、宿泊料、鉄道賃、船賃及び者賃

(委員長)

第7 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の運営)

第8 委員会は委員長が招集する。
2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

(守秘義務)

第9 委員等は、設置要綱第2に規定する事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10 委員会の庶務は、建設水道課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。